

第3回 令和5年度 食品表示懇談会

議 事 録

消費者庁食品表示企画課

第3回 令和5年度 食品表示懇談会

議事次第

1 日時 令和6年1月30日（火）14：30～16：30

2 場所 新宿NSビル 3階 西ブロック 3-H会議室

3 議題

（1）開会

（2）個別品目ごとの表示ルール

（3）（2）を踏まえ、今後の食品表示が目指していく方向性について、中長期的な羅針盤となるような制度の大枠を議論

（4）その他報告事項

（5）閉会

4 出席者（敬称略・50音順）

委員：阿部 絹子、伊藤 匡美、大角 亨、加藤 孝治、北口 善教、佐藤 秀幸、
島崎 真人、脊黒 勝也、田中 弘之、中澤 克典、廣田 浩子、
間處 博子、森田 満樹、湯川 剛一郎

出席者：村尾 芳久

消費者庁：依田審議官、清水食品表示企画課長、
宇野食品表示企画課課長補佐、坊食品表示企画課衛生調査官、
京増食品表示企画課食品表示調査官

5 配布資料

資料1 栄養強化目的で使用了添加物の表示について

資料2 第6回食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議での主な意見

資料3 食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージの概要

資料4 大角委員提出資料『「第3回令和5年度食品表示懇談会」に当たっての意見』

参考資料 第2回令和5年度食品表示懇談会資料「個別品目ごとの表示ルール」

○事務局 それでは定刻となりましたので、第3回 令和5年度食品表示懇談会を開会させていただきます。私は本懇談会の事務局を務めさせて頂いておりますSOMPOリスクマネジメントの山本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、開催に当たっての注意点をご案内します。本懇談会は傍聴を希望された方に対してリアルタイムでWeb配信をしております。また、記録のために映像を録画させて頂いていることをご了承ください。

万が一地震などの災害が発生した場合は、事務局で誘導いたしますので、慌てずに行動をお願いします。

続きまして、本日の出席者です。本日は、全国スーパーマーケット協会の橋本様の都合がつかなかったということで、同協会から村尾様が代理出席されております。

次に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、議事次第、座席表、資料1として「栄養強化目的で使用した添加物の表示について」、資料2として「第6回食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議での主な意見」、資料3として「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージの概要」、また、大角委員から提出のございました資料4「大角委員提出資料『第3回令和5年度食品表示懇談会にあたっての意見』」になります。

なお、参考資料といたしまして、前回の第2回で配布いたしました資料の「個別品目ごとの表示ルール」を再度配布しております。

委員の皆様におかれては、お手元の資料に過不足や落丁等がございましたら、事務局までお申し付けください。新しいものと取り換えさせていただきます。

それでは、まず報道関係の方で冒頭の写真撮影をなさる方いらっしゃいましたら、このタイミングで写真撮影をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。前に出てきていただいて結構でございます。

それでは、カメラの方は傍聴席へお戻り頂きますようお願いいたします。

では、以降の議事につきましては座長の湯川様にお願いしたいと思います。それでは湯川座長、よろしくお願いいたします。

○湯川座長 はい、改めまして座長の湯川です。第2回は所用で欠席してしまい、座長代理の加藤先生に引き受けて頂きまして、大変ありがとうございました。

それでは議事に入りたいと思います。

本日の進め方ですが、まずは、前回時間切れで議論できなかった「個別品目ごとの表示ルール」についての議論を進めていきます。第2回で資料については説明されていますので、消費者庁から資料の説明は改めては行いませんが、先ほど配布資料の説明にありました通り、前回と同じものが皆さんの手元に配られておりますので、適宜それを見ながら、コメント・意見していただければと思います。

この論点につきまして、大角委員から資料提出がございますので、まずは、大角委員にその資料を説明頂き、その後、議論を進めて行きたいと思います。

それから、消費者庁からの報告事項として、資料1「栄養強化目的で使用了添加物の表示について」、資料2「第6回食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議での主な意見」、資料3「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージの概要」、これらを報告頂く予定にしております。そのような進め方でいいでしょうか。

ありがとうございます。

それではまず大角委員から提出資料の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○大角委員 はい、ありがとうございます。食品産業センターの大角でございます。個別品目ごとの表示ルールも含めまして、そろそろ取りまとめも近いだろうということで、これまで2回の懇談会の議論も踏まえた上で、この第3回の開催にあたり以下の通りの意見を申し述べさせて頂きたいと思っております。

第1回の懇談会の中で、懇談会の趣旨につきましては、合理的でシンプルかつわかりやすい食品表示のあり方について、コーデックス規格等の整合性も踏まえながら、有識者からなる懇談会にて順次議論していくというものであったと承知している所でございます。本趣旨を基に、以下意見を申し述べたいと思っております。

まず、食品表示の情報提供の在り方についてでございます。食品表示法等による義務表示の情報量が増える中で、表示の視認性が低下し、消費者はアレルギーとか、消費期限等の安全性に係る重要な表示を見落とし、重大な事故に繋がってしまう。このような恐れが生じているのではないかと考えております。

一方、国際基準との整合性を踏まえる観点から、コーデックス等との比較によりまして、今後、表示事項を増やさざるを得ない場合もあると考えられます。こうした中で、食品表示の情報提供の在り方につきまして、諸外国との比較等を十分に考慮しつつ、安全性に関わらない表示につきましては、容器包装上の表示とすべきか、あるいはデジタルツール等含めました、他の媒体を用いた情報開示とすべきか等につきまして、容器包装上の義務表示の在り方等も含めて、表示項目ごとに課題を整理し、長期を見据えて議論をする必要があると、このように考えております。

それから個別品目ごとの表示ルールについてでございます。先般、第2回懇談会の資料2、7頁の表において、個別品目ごとのルールの違いをまとめた表がございました。この表は参考となるものではございますけれども、その違いの事実を、単に一括して比較するだけではなく、品目ごとにどこがどう違って、それによって何が問題なのか、なぜ違いが生まれたのか、というような経緯・背景も、併せてご検討して頂きたいという風に考えております。来年度以降の具体的な検討に入る際には、その点が理解されていないと、ただ表示を合わせるという方向に行ってしまうたり、合っていないことに違和感があると

というような議論にとらわれたりする心配がございます。来年度以降の具体的な検討に向きまして、その点、経緯・背景等を説明するという点につきまして、消費者庁の方からしっかりお示し頂き、業界団体からの意見を十分聴いていただいたうえで、しっかりと丁寧な議論を進めて頂くようお願いします。

また、これに加えて以下も要望したいと思います。

JAS規格は5年に1度の見直しをする機会を設けております。個別品質表示基準につきまして、このような定期的見直しが必要かの要否について、各業界団体のそれぞれの意見を十分聴いていただいたうえで検討して頂きたいと考えております。

また、JAS規格、公正競争規約と食品表示基準の基本的な性格の違いにつきまして、関係者でも必ずしも十分に理解されていないというような方もおられますので、消費者庁よりその相違をまず十分にお示しいただいた上で、今後の具体的な検討を進めて頂くようお願いしたいと思っております。

それから、食品表示制度見直しの施行時期です。これは何回か述べてきておりますが、改めてでございます。平成27年4月の食品表示制度の大幅見直し後も、「加工食品の原料原産地表示制度の拡大」「遺伝子組換え表示制度の見直し」「食品添加物表示制度の見直し」「アレルギー表示制度の見直し」と、食品表示制度の大きな見直しが次々と行われております。

食品表示制度の見直しにつきましては、食品製造事業者にとって、「容器包装表示変更のための包材の切り替え」、「原料調達状況等の根拠資料の把握・整理」、「表示に関わるデータベースやシステムの見直し」等、多大な時間とコストを要するものでございます。とりわけ、中小事業者にとりましては、頻繁の表示変更は大きな負担を強いられます。また、表示の変更に伴いまして、製品や包材の廃棄等による環境への影響にも配慮する必要があると考えております。

このため、食品製造事業者が計画的に表示の見直しを行えるよう、食品表示制度の改正に当たりましては、十分な周知期間をとり、かつ、でき得る限り一括して行うことを強く要望したいと思います。

以上でございます。

○湯川座長 ありがとうございます。それでは議論を始めたいと思います。前回も説明して頂きましたが、本懇談会での検討項目としまして、今後の食品表示が目指していく方向性について、中長期的な羅針盤となるような制度の大枠を議論するという事になっております。それを踏まえまして、あまり細かなところではなくて、今後、個別品目ルールを「合理的でシンプルかつ分かりやすい」食品表示制度を目指す観点からどうしていくのか、そういった論点が必要かと考えております。

それでは、ご意見等ある方は挙手の上、お名前をおっしゃってからご発言をお願いします。よろしくお願いします。

島崎委員。

○島崎委員 JAS 協会の島崎と申します。個別品目ごとの表示ルールの議論が前回途中で終わってしまったということで、ここにいらっしゃる委員の方は十分ご存知かもしれませんが、個別の品質表示基準の過去の経緯みたいなものを簡単にご説明させていただければと思っております。個別品質表示基準というのは基本的に JAS 規格にくっついてできたものという風に考えていただければいいかと思っております。昔は横断的な表示基準がなく、個別品目ごとに表示基準が決まっていた、それぞれの品目について、JAS 調査会という農水省の委員会の中で、業界だけではなく消費者の方々も含めて、どういうものがふさわしいのかを議論をして決めていたということをご認識頂きたいと思っております。したがって、もちろん横断的な表示基準とは違う項目が入っていることもあり、それはその品目にとって消費者からみても必要な表示ではないかという議論の元にな書かれているということです。例えば酸度の表示は食酢以外の品目にはない表示ルールですが、食酢には必要ではないかということで個別品質表示基準に記載されているし、使用の方法等、部分的に品目によっては議論の結果必要であるとされて記載をされているということを理解頂ければと思っております。

先ほど大角委員から JAS 規格については 5 年ごとの見直しという言葉がありましたが、JAS 規格は法律で 5 年以内に見直しをするということが決まっています。JAS 規格と個別品質表示基準が一つだったころは、一緒に 5 年ごとに見直しがされていましたが、個別品質表示基準が JAS 規格と離れてしまったので、定期的な見直しがなくなってしまったのだと思います。食品というのは日々進化をしたり、同じものでも範囲が広がったり、定義が微妙に違ってきたりするもので、5 年ごとに見直しを行っていたころにはそういったことも含めて議論ができましたが、現在は、JAS 規格から離れてしまったので、その定期的な議論というのがなかなかできておりません。業界の中には品目によっては少し現状とずれてしまったのではないかという品目もあるではないかという風に思いますが、その要因の一つとしてそういう見直しが定期的に行われなくなったということも含まれるのではと考えております。

ただ、大角委員提出の意見書には、基本的に全て業界団体の意見を十分にと書いてありますけれども、表示は消費者の方々の意見も併せて聞いて検討するというものです。これは、消費者庁のお仕事ということで抜き取りなくやっていただけたとは思いますが、個別品目ごとの JAS 調査会で消費者の方々の意見も踏まえて議論した結果、この今の個別品質表示基準になっているということを改めて皆さんに認識していただければという風に思っております。

大枠の議論を行うということで、どこまでが大枠かを説明すると難しいですけれども、私に言わせると今回の議論の中では個別品質表示基準がしばらくそういう議論をする機会がなかったのではないかと思います。今の個別品質表示基準の中で業界にとってはいらぬもの

や横断的なルールで十分だというものもありますし、逆に今の表示が分かりやすいという消費者の方々もいらっしゃいますし、今のルールに慣れているし今のままでいいじゃないかという議論も当然あるかという風に思っております。後ほど、消費者庁から説明があるかもしれませんが、資料1の「栄養強化目的で使用了添加物の表示について」という資料がありますけれども、栄養強化目的で使った添加物は、表示が省略できるというのがありますけれども、個別品質表示基準の中には、これは省略規定があるにもかかわらず書きなさい、とされている品目もあります。添加物協会さんにとっていいのかどうか分かりませんが、そういう規定にもなっているのも、消費者の方々の意向を踏まえたものであるという風に考えております。

それからもう一つ、JAS規格、公正競争規約と個別品質表示基準の基本的な性格の違いについて理解が十分でないとの発言がありましたけれども、明らかに個別品質表示基準は強制法でございます。JAS規格は、規格そのものは任意で、付ける、付けないは自由です。でここは全く大きな違いであるということ、公正競争規約は業界団体の皆さんで話し合っで決められるという風に理解をしておりますので、JAS規格は任意で個別品質表示基準は強制法であるということ、もちろんみなさんご存知かもしれませんが改めてご紹介したいと思います。以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。廣田委員。

○廣田委員 全国消団連の廣田です。歴史的な経緯や変遷については、分かりました。個別品目の表示ルールにつきましては、レトルトのこととか餃子だとかいくつか具体例も資料にありましたけれども、前回の懇談会で私の方から質問をさせていただいた例えばチルドと冷蔵の違いのように、個別の表示ルールが複雑であるがゆえに、色々な解釈自体、消費者にはまずもって分からないということや、表示の意味合いが正しく伝わっていないということが多いと思います。消費者に正しく分かりやすく届かない個別品目のルールが今後も事業者負担を伴って継続されるということは、やはり少し根本的に見直す必要があるのかなという風にも思いますし、伝わらないルールはあっても有益性がないという部分もあるかもしれないので、大きな方向性としてやはり横断ルールに一本化していく方向での見直し、ある程度は必要ではないかなという風に考えております。

ただし、大角委員から提出があった意見書にもありましたように、個別品目の表示ルールが作られた歴史的な背景とか、業界団体ごとの事情もあると思いますので、その点は慎重に考慮しながらこの制度全体の振り返りも含めて横断ルールに寄せる方向で少し見直すべきではないかなと思います。

同時に消費者理解が進まなければ、どんな表示も意味がありませんので、分かりやすさを追求するとともに、普及啓発がこれからも大事なかなという風に考えております。以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。ほかいがかでしょうか。村尾委員。

○村尾委員 全国スーパーマーケット協会の村尾と申します。今廣田委員からお話がありましたので、我々小売業者の立場から補足をさせていただきます。先ほど大角委員から色々な環境的な負担だとか、製造事業者の負担の話が出ましたが、消費者の方からの疑問で、よく理解できないということに対して、店頭でそれを確認された場合に、小売業として店頭にいる従業員が説明しなければいけません。これは、小売事業者にとっては負担であり、この負担も、費者がきちんと理解できていないことで、更に大きくなっているのではないかと思います。以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。そのほかいがかでしょうか。森田委員。

○森田委員 個別の表示ルールの見直しに関しては、先ほど廣田委員のお話にもありましたけれども、懇談会の趣旨は合理的でシンプルでかつ分かりやすい表示制度ということで大枠の見直しをしていくということですし、国際整合性という観点もあります。やはり横断的な基準に寄せていく方向を大方針として見直して頂きたいと思っております。

また、島崎委員からお話がありましたが、JAS の制度に関しては、私も 20 年以上前 JAS 調査会の委員だったので、その時に消費者団体として色々な意見を聞いて頂きながら、個別品質表示基準を定めていただきました。けれども、その時から時代が変わっているということもあります。そのあと消費者庁ができましたが、食品表示一元化検討会の時も、そのあとの消費者委員会の食品表示調査会の中でも、やはり個別の品質表示が残っているのは非常に分かりにくい、できるだけ横断的な基準にしていこうという意見があり、課題であったと思います。ところが、時間の関係でそれができなかったという経緯もあります。

昭和の時代に作られ、そして平成の時代に消費者庁ができて見直そうと思っていたけれどもできなかったということですから、令和になって見直して頂きたい。ただ、もちろん、個別の品目ルールのできた経緯や背景も踏まえていただいて、その上で残すものは残す、残す場合はやはり合理的な理由が必要だと思いますので、その合理的な理由はどういうものかということが、きちんとした議論が透明で見えるような形で検討して頂きたいと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。北口委員。

○北口委員 ○北口委員 先ほど、廣田委員、村尾委員、森田委員からおっしゃられている通り、私も個別品目の基準自体を持っていること自体を見直した方が良いと思っています。

す。もう一つの先ほど島崎委員がおっしゃっておられましたけれども、この表示は強制規格でございますので、見直しをするときには消費者庁としてそれが適切であるかどうかということを見直さなければいけないということになります。強制規格で、一般法である食品表示法との違いがあるのであればそこは要検討かと思いますが、仮にそういうものが多くなく、食品表示法の解釈的なものなのであれば、強制規格として必要であるかという話になりますし、こういったものは普通、業界としての解釈を載せるとか、ガイドラインとしてしまうとか、様々な手法があると思いますので、そういったことを度外視して強制規格として残しておくということ自体、その適正を管理する行政のコストも含めて考えて見直していくべきだろうと思っております。

○湯川座長 ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

総論としては、どのようにというところは別として、横断的なルールに寄せていく方向で見直してはという意見が多かったかなと思います。このような方向でよいのかどうかというところで、まだ発言されていない方いかがでしょうか。佐藤委員。

○佐藤委員 日本食品分析センターの佐藤と申します。皆さんおっしゃっている通りで、方向性としては当然ながら過去の経緯も含めて横断的なルールに寄せていく方向で進めていくというのは間違いないのかなと思っております。

ただ、ご説明のあった通りで、個別でルールが定められた理由が当然あるわけで、そこを横断的なルールの中に盛り込めるものと盛り込めないものが当然あると思いますので、個別のルールが多少残ってしまうのは致し方ないのかなということ、そして北口委員がおっしゃった通り、ルールの在り方ですね。法の中にあるべきなのか、もう少し緩く業界団体のルールに落とし込むべきなのか、このあたりも議論の余地があるのではないかと思います。

それと今後個別ルールの中で残すべきとなった場合、理由ですね。理由はきっと今まで個別ルールの中で定められてきた理由と重なるのではないかと思いますので、そのあたりは業界団体に調査の方を明確に行っていただいて、検討していただいて、しかるべき理由があったうえでルールにまとめられればいいのかなと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。間處委員お願いします。

○間處委員 生活品質科学研究所の間處でございます。皆さんの意見と同じで、横断的なルールに寄せていくというのはいいと思うのですがけれども、やはりその各委員から言って頂いたように合理的な理由をはっきりさせるということが大切ではないかと思います。その時の合理的な理由の中心にあるのがやはり消費者の方だと思うのです。消費者の方が知りたいと思っていられる情報を載せないといけないですし、安心・安全の部分で知って

おかなければならないことは載せなければならぬ。そのところをはっきりしないと、業界の意見を聞いてその業界の事情もあるとは思いますが、廣田委員がおっしゃられたように、表示の内容を消費者が理解して、使わないと意味がないので、そのところの明確化というのを、消費者庁を中心にやって頂くことが、横断的ルールに寄せていくときに一番大切ではないかなという風に思います。以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。中澤委員お願いします。

○中澤委員 JETRO の中澤です。私も皆さんと同じように横断的ルールに寄せていくという方針でよいと思います。国際基準の整合性も考えながら、ということなので、個別ルールにつきましても、国際的な基準との整合性、そういったものをもう少し見ながら検討するのも一つのアイディアかなという風に思います。そういった視点もご検討いただければと思います。以上です。

○湯川座長 はい、ありがとうございます。これまであまり話題としては出ませんでしたけれども、国際的な整合性について中澤委員から出てきました。これについて、ご意見がある方。加藤委員お願いします。

○加藤委員 加藤でございます。前回座長代理として色々と皆様のお話を聞きながら、グローバルな視点での話と今回の個別の話と併せて聞いておりました、横串を刺すといった時に、従来開示されていたものが開示されなくなることによる不利益が発生するようなことはよろしくないと思われるということと、日本では開示されていないけれども海外では開示しているという状況についても可能な限り開示していく方向にもっていくべきではないかと色々とおっしゃっていたかと思えます。

二つ考え方があかなと思っていて、まずは、消費者がアクセスできる情報については全てを開示するというようなことは考え方としてありなのではないかと思いますが、それをやる時にパッケージのところに書かれるものは非常に限界があるということで、まさに大角委員の意見書の1（3）に書いておられましたけれども、容器包装上の表示とすべきか、あるいはデジタルツール等他の媒体を用いるべきかというような表示の仕方に関する工夫を合わせて考えないと実現可能性というところで若干混乱をきたしそうだという感じを前回ももっておりまして、今回もちょっと感じているところです。

消費者目線でほしいという情報と、事業者目線でとれている情報を出そうと思った時に追加のコストがどれくらい発生するのか、ということなどを考えて、必要以上の情報を出すべきなのか、分かりうる情報は全て出す考えなのか、先ほど廣田委員の話ではないですが、いたずらに様々な事を出すことによって、消費者が混乱してしまうのであれば、情報過多はかえって情報を見えなくしてしまう恐れもあると思いますので、きちんと

消費者に分かりやすい情報教育みたいなことを施したうえで開示をしなければ、結局は情報の渦だけになってしまって、無意味なものになるような気がします。

それを考えた上でも、単純に見せればいいというだけではなくて、整備した形で見せるという意味でデジタルツール等が今どんどん発展しておりますので、見せ方とか整備の仕方とかそういったことも併せてやっていくべきかと思います。横串を刺すというときに今まで出していた情報を落とすという議論は、すごく大変な気がするので、どんどん置く情報を足していってしまうような気がします。それはとても危険なもので、パッケージが全部表示だけになってしまっても意味がないということもあるので、出し方の工夫も併せてぜひ次年度以降ご検討頂きたいと考えているところでございます。以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。この後デジタルの話も、と思っていたのですが、話が出ましたので、デジタルの話も含めて意見を伺っていきたいと思います。伊藤委員どうぞ。

○伊藤委員 皆様方のご意見と基本的には一緒に、横断的なものに寄せていく、合理的でシンプルなものにしていく、国際的な部分を踏まえていく、表示が複雑になりそうであればデジタルツールも使っていくということについて賛成です。それから、業界ごとに個別品目のルールができた経緯も踏まえるべきだということも賛成なのですが、それも踏まえて検討していくとなると、消費者団体は、メーカーなどの業界は、大体どれくらいの検討のスパンを覚悟したらいいのかと。今の時点では皆さん賛成なのだけでも、来年度以降個別の議論に入ったら、それはできませんという風になってしまうと、せっかく4回集まるこの懇談会も皆さん全員の時間の無駄になってしまいます。方向性は決める、それからどれくらいのスパンというのを覚悟してやっていくのか、というのもできれば今年度中くらいにお示しいただけると嬉しいかなという風に感じております。

○湯川座長 今すぐお答えするのは難しいかもしれませんが、例えば次回に、大筋、アウトラインを消費者庁からお示し頂くことは可能でしょうか。

○清水食品表示企画課長 はい、検討します。また、消費者庁で担当している消費者政策という意味では、消費者基本計画がございまして、その改定も来年度ございますので、そういうことも色々にらみながら、どこまで次回お示しできるか分かりませんが、検討してみたいと思います。

○湯川座長 はい、ありがとうございます。はい、島崎委員。

○島崎委員 すみません、二回目で申し訳ないです。横断的ルールにできるだけ合わせるというご意見が多いですけれども、僕が見ている限り、品目によっては横断的ルールに合わせるのと、個別のルールで書くのとどちらが分かりやすいかと比べたときに、消費者が横断的ルールであると分かりやすいというものでもなく、個別ルールの方が分かりやすいというカテゴリーもたくさんあると思っていて、その部分も一律に考えないで一度比較してみてどちらが分かりやすいのかと考える必要があるのではないかと思います。

添加物についても、例えば物質名で全て表示という話があったと思いますが、やっぱり検討の結果、今の日本の表示の方法が良いとなったのはやはり分かりやすさというところが中心になっていると思うので、分かりやすいのはどちらなのかということを考えるべきじゃないかなというふうに思っております。

それからもう一つ、世界で国ごとにどのような表示の仕方があるのかなと思ったら、世界の国々も個別の表示の基準がいっぱいあるというのが最近勉強して分かって、世界もそういうふうになっているのだと、ちょっと意外なところに気付かされました。やはり国々によって、商品あるいは品目について、議論をされて表示基準が決まっているのだということが改めて分かって、今後検討する際は、個々に検討するのがいいのかなという風に思っております。

もう一つはデジタルの話があって、先ほどありましたけれども、沢山表示がありすぎるというのはデジタルの議論と一緒にしていくしか手がないと思うので、そこは意見として申し述べたいと思います。以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。北口委員お願いします。

○北口委員 デジタルの話が出ていますので、みなさんはシステム改修とかご担当なさったご経験ある方いらっしゃるかわかりませんが、制度の内容を検討している我々が議論すべきなのは、基本的にはシステムの要件定義をどのようなものにするかということだと思います。つまり、なにをやるかということ、データベースにどんなデータ項目をもたせるかというマスタのリストを作るのです。そのリストというのが横断的なルールとなるはずで、個別品目の表示ルールというのはそのマスターリストから漏れるようなもので、特別なマスタ項目を追加しなければならないものなのか、マスタのデータの中の表記の仕方などでなにか自由度を持たせればいいレベルのものなのか、ということでデータベースの管理コストに関わってきます。

デジタルの話が再三出てきている中で、一般的なマスターから漏れるようなものがあつた場合は、データベースが複雑でぐちゃぐちゃになります、結果としてデータベースを統一的にコントロールできなくなる。今、横断的なルールとして運用すべきデータベースを、そういう状況にしてしまうような個別品目ごとの表示ルールがあるのだとすると、それはデジタル化の議論においてはかなり問題になってくるだろうと思っています。「個別

品目が消費者に分かりやすいように」という議論が再三出てきますが、分かりやすさという議論について、基本的に私は消費者にとって、どんな書き方しても分かりにくいと思っています。ある程度の専門性がある我々の中で、こういう表示の方が分かりやすいね、分かりにくいねと言ったところで、多分、消費者一般はどんなにケアをしても、制度を検討している人間と同レベルに分かるようにはならないです。私は、日常、様々な社会実験みたいなものをしていて、近隣の方に表示の内容を説明したり、子供に説明したり、様々な試行錯誤をするのですが、結局、複雑すぎて分からない。それなので分かりやすさということは重要な観点としてもちつつも、ちゃんと体系的にコントロールできるような制度にしておくということは同時に実現しなければならないと思います。分かりやすくするために、個別に何かケアをしなければいけないような特殊なルールを作ると、のちのち制度の見直しやデジタル化をしようとしたときに、すごく無駄な労力が発生します。検討に参加していた人たちはいろんなことを考えて、特別なルールを作らなきゃいけないかもしれないですけども、10年後にはそういった経緯があったことなどみんな忘れてしまう。ですから、デジタルの話が出てきて、データベースとしての標準化を考えるというのは、非常に重要な議論かなと思います。繰り返しになりますが、デジタルの議論は、標準化されたデータベースを作ること、そのデータ項目であるマスタがどうあるべきかを議論することだと思うので、ぜひそういう観点で来年以降個別の議論がされるといいかなと思っております。以上です。

○湯川座長　ありがとうございます。大角委員お願いします。

○大角委員　食品産業センターの大角です。冒頭、文書でもご意見申し上げたところですが、私どもの元々の趣旨にある、合理的でシンプルかつ分かりやすい食品表示制度、この方針については異を挟むものではもちろんございません。表示は見られる方々、消費者の方々に分かりやすいものでなくてはならないということは、もちろん基本だということで承知しているところでございます。

ただ、この観点から一律に議論して終わりということではなく、各個別品目ごとの定義がありそれぞれ基準ができておりますので、今の方向性を踏まえながら、個別にしっかりとご意見を聞いた上で議論して頂きたいということを、重ねてお願い申し上げます。

○湯川座長　田中委員お願いします。

○田中委員　これは経験談なのですが、20年位前に厚生省と農林水産省で表示の統一化を主な内容とした懇談会中で、賞味期限と消費期限と品質保持期限、これが3つあると非常に分かりづらく、なぜつけているのかということで、消費者の皆様を選んでもらったということがありました。

品質保持期限に関しては、商品に対して一定の成分が保持される期限、それを品質保持期限と説明しました。一方賞味期限は、おいしく食べられる期限としました。どっちが分かりやすいのか、とした時に賞味期限と決まりました。消費期限については、健康の危害の発生に関するということで意見は一致したこと。

そういうことがあって、消費者の方々が分かりやすいという形で決まったという事例が以前ありました。その時にもう1つあったのが、製造年月日はいらないのではないかという点については、必要です、という消費者からの声もあり、任意ということになりました。

やはりこれは、利用する方々が良くわかるということが優先されたという経緯がありました。

○湯川座長 ありがとうございます。阿部委員いかがでしょうか。

○阿部委員 今、田中委員が言ったことに対してなるほどと思いながら聞いておりました。餃子は冷凍とか冷蔵とか、いくつか種類があります。それぞれ表示方法が違う中で、消費者が何を選んで買うのかというときに、どういう表示があったらその商品を選ぶのかという視点が非常に大事だと思っています。

栄養士という立場で考えてしまうと、皮の比率とか調理方法とかは、意外と気にします。しかし、消費者がそれを美味しく、いかに自分の生活の中に活かして食べるのかと考えた時に、その調理方法はもしかしたらすごく大切かもしれないという消費者の意見があるかも知れません。また、逆に細かい材料がいっぱい書いてある部分のスペースは、製造側の方からすると、うちの商品にはこういうものが入っていて、他社と違いますよ、他社と違ってうちの商品は素晴らしいですよということも意図されて表示のルールができているのかなとも考えます。1つ1つの表示を見ていると各々のルールに意図することがあって今の状態になっているのだろうなと感じています。

ですので、皆さまが仰っているように、本当に合理的な理由で、消費者がシンプルで分かりやすくその商品を選んだ際に、本当に必要な情報は何なのかということを、全体的に整理した上で、個別的に必要なものがもしかしたら残ってしまうこともあることも視野に入れて、どのような方たちが、どのようなロードマップで議論するかということが大事であると思いました。以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。皆様の発言を伺いたいと思っておりますので、脊黒委員、いかがでしょうか。

○脊黒委員 はい、日本食品添加物協会の脊黒です。私どもは日々食品の構成成分ということで添加物を扱っていきまして、食品全体では、日ごろは扱っていないので、皆さまの意見を、そうだなという形でお伺いしていたところです。

方向性で、横断的ルールにまとめていくというのは、非常に分かりやすいと思うのですが、例えば、2019年に添加物の表示制度の見直しの際は、日本の表示方法というものが、限られたスペースの中で、一番消費者に理解してもらいやすいということで、一括名表示がそのまま残りました。

当時はコーデックスに合わせていくという検討もしたのですが、コーデックスと日本の添加物の用途とか範囲が完全には一致していないということで、添加物の表示方法をコーデックスに、国際基準に合わせていくという部分では、表示だけをいじると非常に市場に混乱をきたすのではないかとということで、理解度、それから先程ありました視認性を考慮して、今の日本のままの制度が一番適しているという、そういう結論になったかと思います。

そう意味では、消費者に分かってもらいやすいという観点でそれぞれ個別に確認をして、合理性を出していくということが、個々の食品でも必要なのかなという風に思います。

したがって横断的ということで、一律という風に解釈もできます。そうすると、基本のルールはこうだということで、そのルールを全てに適応して理解しやすいということもあるかとは思いますが、今説明したように、個々の生い立ち、個々の理解のしやすさというものをやはり大切にしていく必要はあるのかなという風に思っています。以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。横断的な方向にということろは、基本的な合意はとれると思いますが、消費者の求める表示事項というものはどんなものか、また、食品ごとの個別の事情もありますので、そういったところは残していくということかと思っています。

個々の食品の表示事項については、来年度以降に議論していくことになると思います。

もう一点、デジタルについて少し掘り下げていきたいと思います。使うのは良いのですが、デジタル化すると、食品表面の表示からは抜け落ちる事項ができるわけで、かつデジタルに何でも回せば良いのではないかというのは、先程北口委員からお話があったとおり、その裏側では管理に大変な手間暇がかかりますし、デジタルの表示で問題があった場合は回収騒ぎになるのかといったような、これはまだここで議論する話ではないのですが、先の方でそんな課題も考えられます。

デジタルをどの様に利用していけるのか、あるいは今デジタルに踏み込めるのかというところを議論をしておいた方が良いと思います。ご意見いかがでしょうか。

北口委員お願いします。

○北口委員 デジタルというお話をするとき、往々にして単に HP に情報を乗っけるだけみたいな話になりがちなのですが、バックにどんなデータベースを持たせるのか、更にそのデータベースを確実に最新のものにしておくという取組が一番重要なのです。そのデータベースのマスタのうち、何を消費者に提供する、何をパッケージのラベルに記載して、何を Web に置いて提供するかみたいな仕分けはその後にするものであって、初めの持たせる情報の議論を無しにデジタルの活用はおそらくできないと思います。したがって、デジ

タルの議論をするにあたっては、繰り返しですが、まずはデータのありかたの議論からだと思っています。

先程、やはり個別の話が出てきましたが、食品ごとに個別の事情があるからすべてデジタルシステムの運用に反映したいみたいな話は、会社にいると現場から必ずそのような意見が出ます。でも、それを全部聞いていくとシステムの設計がぐちゃぐちゃになって失敗する。基本的には1つの定まったスタンダードに運用を合わせていくというのを徹底しないとデジタル運用はできないというのが、かれこれ何十年もデジタルをやっていた人間達の学びだと思うので、そこを我々はすごく認識しないといけない。

個別の事情で品目ごとに対応したいという気持ちは分かるが、そこは制度設計者である国としては、かなり律してやっていかないと、永久に食品表示の部分に関して、おそらくそれ以外の話についても、国の制度がデジタル運用されるという将来はないと思うので、そこはすごく気持ちを強く持ってやっていく必要があると思います。

先程、脊黒委員の話にあった、分かりやすくするために一括名表示を残しましたみたいな話はまさにそうで、それは誰にとって分かりやすかったのかという議論を、その現場にいた方々が色々議論をなさったと思うのですが、結果としてはデジタル運用から遠い所に行ってしまったということだと思います。個別の事情を考えて、すごくイレギュラーな運用をせざるを得ない、要は一括名表示をするものとそうじゃないものを分けてしまったということ自体が、データベースの設計と表示の運用上、非常に大きな分かれになってしまった。

おそらく、消費者にとって分かりやすいようにと思って残した一括表示も、個別の添加物を知りたい消費者にとっては、一括名表示をしてしまったら添加物の内容が分からないので、かえって非常に分かりにくい制度になったと思います。裏面を見て分かりやすいな、一括名表示は分かりやすいなと、そういう方がいるのも気持ちは分かるのですが、一方で、そうじゃない価値観の方々もいらっしゃいます。

そういった意味で、もともとの懇談会の趣旨であった世界標準の話をするのであれば、食品に入れているものはその通りに表示をする、その運用に必要な情報はデータベースに入れるということを徹底するというのが、やはり、ベースとしてあって、その議論から外れるのであれば、永久に世界標準にどう合わせていくかという議論から離れてしまうということになると認識しないといけないということだと思います。なので、デジタル化、データベース、世界標準でとにかく食品に入っているものは表示をするかデータベースに入れる、ここをまず一本の線として合意をしていかないと、永久にデジタルの話はできないのかなと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 先程、話の途中でデジタルというものを入れた関係で、座長の考えと違うストーリーになったかもしれません。申し訳ございません。

北口委員の話やこれまでの一連の話を聞いた上で思っているのですが、情報を持っているということと、見せるということに分けて考えたら良いのではないかと思います。情報の層を、例えばクルミについて木の実にするのかということで、クルミという情報をクルミとしてとるのか、木の実としてとるのかというのは情報を持っていればどちらでもとることができる状況になると思っています。

最初の会議の時に北口委員が色々言っていて、輸出するときに必要な情報を集めるのが大変、必要な情報を業者から出させなければならないと言っていたのが、とても気になっていました。情報を持っていて、そこから商社、消費者、事業者それぞれに対して、ある情報を抜いて表示するというふうに、必要に応じて情報の出し方をコントロールできる。情報を出すにあたって、持っていなければ出すことができないと思いますので、どこまでを持たせるのかという議論と、どこまでを出すのかという議論を分けたほうが良いのかなと思います。今北口委員が個別であることによって見えなくなることがあるという風に言ったのは、おそらく、持たせる情報は全部持たせた上で、個別で表示の仕方を変えることによってその商品は分かりやすい訴求の仕方ができていると2019年の添加物表示の見直しではご判断されたということだと思いますが、もう一個踏み込んで違う情報を取りに行こうと思えば取れる状態になっているのか、なっていないのかという所がキーになっているのではないかと思います。

たくさん情報を持つことをデジタル化が可能にさせるというのを、私は前提として考えており、それがそうではないとなると、ちょっとまた違うことを考えなければならないと思いますが、アナログで見ることができる情報よりも、デジタル化してデータ化させることによって、たくさんの情報が1つのバーコード等によって見えるのであれば、そういう選択をしていく、今のこの時期にまさにその一步を踏み出していくということで良いかと思います。それが、今のグローバルスタンダードがどのくらいまでその方向へ進んでいるのかというレベル感を合わせる必要があるだろうと、可能な限り少し、一步でも前に行ければ前に行った方が良いのかもしれませんが、遅れては絶対にいけないということなので、そのスピード感みたいなものが、ここで立ち止まって遅れないようにする、できる限り早い段階でいくというのが、今我々としては選択する所ではないだろうかと感じました。

○湯川座長 ありがとうございます。もう一点私が心配しているのは、デジタルにした場合、情報はおそらくスマートフォンで読むのではないかと思います。表示の制度を含め、そういったスマートフォン前提の制度に今もっていけるのかどうかということを議論しておく必要があると思います。マイナンバーカードの普及、健康保険証をマイナンバーカードに切り替えるということでも遅れているという報道もあります。表示制度がスマートフォン前提に大きく舵を切るというのはなかなかインパクトのある話なのかなと思います。今それを決断できるのかどうかという点について話をうかがいたいと思います。いかがでしょうか。森田委員どうぞ。

○森田委員 スマートフォンでアクセスできるかどうかといったような話や、実際に実施できるかという話は、既に令和２年度と令和３年度にデジタルツールを活用した検討事業が消費者庁で行われています。第１回目の資料の中に入っておりますが、そこで様々な課題があげられています。私はそのアプリケーション事業に参加して、実際にイオンの有明店に行ったのですが、そこに行って、様々な商品に与えられたスマホをかざして見てきました。コロナの最中だったので、ベタベタと触ることが周りの目とか気になりましたが、そういう体験をしています。そこでは、多くの商品がデジタルツールで実際にバーコード等を読み取って、小さい文字でも大きく原材料の表示をも見ることができました。栄養成分についてもさらに詳しく見ることができ、こんなに進んでいるのかと思いました。アンケートの評価も高かったと思います。

ただ、そのアンケートに参加した人は、若い世代が多いと思いますし、そういった方々が、「使いやすかった」といってもそれはくまなくどうかというところが課題だと思ひまして、それは報告書にも書かれています。様々な方がアクセスできる状況にするには時期尚早ではないかとも思います。

今、容器包装にはいろいろな QR コードがありますけれども、QR コードの多くは Web サイトに飛びます。Web サイトに飛ぶのは、それはいつも同じような商品情報だったりするのですが、今回の調査のデジタル化というのは、その商品の１対１の原材料などの表示の情報であり、その管理は原材料が変わるたびに常に表示を管理しなければならないという問題があります。そこはかなり課題があり、そのコストとかそういうことをどうするかということも含めて、報告書にかなり細かく書かれています。その報告書を見ると、やはりかなりできるようにはなっているけれど、データを受け取る側や作る側にはまだまだ課題があります。

ただ、「じゃあデジタル化はまだ先の話だね」というと、そうでもなく、たとえば添加物の栄養強化目的の表示改正の話になりますけれども、後ほど話が出てくると思いますが、ものすごく小さい高齢者用のゼリー等は、もう書くところが無い状態で、そういう商品が実際にあります。今後、様々な食品表示基準が改正になる時に、これ以上書けないよとなった際に、デジタルに頼るしかない場面は出てくると思います。

まだ難しい現状を踏まえつつも、これから表示を長い目で見るときに、デジタルでないとどうしても立ち行かない状況が出てくるのは確かです。

それを踏まえて、中長期的な新しいビジョン、そういうことは報告書の中に書き込んでいく方が良くと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。大角委員お願いします。

○大角委員 食品産業センターの大角でございます。デジタルの検討につきましては、私の

意見書でも触れさせて頂いており、こういったものの標準の制度をどのように仕組むかにもよってくると思いますが、今の品質表示基準のように、まさしく強制的な基準として定めるという前提で考えますと、私どもの食品業界の中にも大手から中小の方まで色々おられることも考慮していただきたい。

もちろん北口委員の言った通り、デジタル化の方向へ向けて、まずは方向性を決めて検討しないといけないのではないか、という意見も理解できないわけではないのですが、現実にはそういった強制的な基準としてやっていくとした時に、森田委員にも言って頂きましたが、中小も含めて、そういった情報の整理ができるのか、あるいは日々の原材料の変更の管理ができるのか、それと QR コードとの連動のシステムをうまく構築し、管理できるのか、こういったようなことを十分考慮の上、強制的な制度としてのあり方について、場合によっては強制でないものとしての仕組みも含めてご議論いただければと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。中澤委員お願いします。

○中澤委員 第1回目の資料の中に、コーデックス委員会における食品表示情報の提供へのテクノロジーの使用に関するガイドライン案の主な内容として「健康や安全性に関する食品情報以外の食品情報はテクノロジーの使用により、容器包装上の義務表示の代替が可能、健康や安全に関する食品情報に何が該当するかは各国が判断できる」と書いてありますが、これについて消費者庁に確認したいのですが、日本側のスタンスはどういうスタンスで臨んだのか、また、今後こういう作業部会で検討が行われる、その辺についてのスケジュール感を教えていただければ、今後の検討の参考になるのではないかと思います。こういう国際的な動向を踏まえながら検討を進めるのは重要ですし、こういった場で日本側のスタンスを固めて、日本の意見が反映できるようなことで提案することも重要だと思います。今後のスケジュールにも関係しますし、そのあたりを教えていただければと思います。

○清水食品表示企画課長 それはコーデックス連絡協議会の方で議論していただいております、日本も意見出しなどをしてきていますが、今後のスケジュールという意味では、コーデックスでガイドラインを決めるとき、8段階のステップがある中で、ステップ5という段階ですので、まだまだ意見出しする機会はあるという状況です。

今のところ、基本的には、原案について、日本政府として何か反対するとかそういうことはしていない状況ですが、連絡協議会の中に、今この懇談会の委員の中にも入ってらっしゃる方がいらっしゃいますので、委員からもぜひコメントをお願いします。

○湯川座長 森田委員お願いします。

○森田委員 コーデックスの連絡協議会で、CCFL という食品表示部会にて第47回まで

話をしております、今ステップ5ですけど、あと2年くらいでステップ8になるだろうと。その中でやはり画期的だったのが、様々な情報を全てデジタルにするかというところで容器包装に残すのは何か、ということが出ている点です。日本でも議論はしたけれど消費者委員会の中では結論が出せず、全部の情報は大事で、その中にヒエラルキーはなかなか付けられないということがありました。

国際的には、安全と健康に関することを容器に残すという考えが示されました。そういう考え方に関しては、そもそも食品表示法が検討された際に、安全と品質となった時に、やはり食品の安全性確保に関わる事項が優先されるべきとされていました。

安全性に関わるアレルギー表示や消費期限はやはり容器包装にあるべきであるとした方向性が出たことに関しては、コーデックス連絡協議会の中でも、日本としてはそれを認める方向で良いのではないのかということになっています。

○湯川座長 ありがとうございます。村尾様お願いします。

○村尾様 色々な話が出て、今デジタルまで話の内容が及びましたので、その話も含めてということになります。各委員の方が発言されていた、「分かりやすいもの」、「必要なもの」という表現についてですが、皆様イメージするもののレベルが一緒ではないのではないかとということが気になります。最終的に情報は全て提供できない中で何を優先すべきかというのが、今の話だったと思います。

先程あった、安全であったり健康であったりはまず外すことはないと思います。それ以外については、それぞれ時代によって変わっていく要素を含む内容だと思っていて、結果、先程横断的だとか個別だとかそういう話がありましたが、全て、何が優先されるかの軸がスタート地点にあると思います。その軸をどう考えるのかというのは、我々の業界からすれば、消費者の方の考え方、もしくは選択肢になるものがスタートになっていて、「分かりやすい」であったり、「購買するときの選択肢の内容ととして必要な情報」であったり、そういう所で今後の懇談会では、総合的なものの考え方の検討をお願いしたいと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。廣田委員お願いします。

○廣田委員 全国消団連の廣田です。色々な話を聞かせて頂く中で、消費者のデジタル対応の水準に差があるのは仕方がないことですし、消費者は色々な年代層の方がお買い物する中で、それぞれできること、できないことも色々ですし、年齢に関係なくやりたいこと、やりたくないことは自由です。消費者が欲しい情報は画一的ではなくて、パターンが決まっているわけでもないの、優先度合もそれぞれによって違うと思います。

少なくとも色々な関心の度合いがある中で、色々な水準の要望に応えられて、欲しい人がその情報にたどり着く、そのための手助けになるのがデジタルであると考えておりますの

で、一步一步でも進んでいくのが重要であると思います。

○湯川座長 ありがとうございます。デジタルについて議論してきましたが、それ以外の話題でも結構ですので、いかがでしょうか。

皆さんの議論を大きくくくりますと、個別品目ルールについては基本的には横断的なルールに進んでいく方向でいく。個別品目について、どのような項目を残すべきか、そういった議論を今後続けていくべきということ。デジタルの活用については、色々意見が出て、私自身も勉強になりましたが、技術的に消費者にどのように、どのような情報を提供していくのかということ、何を優先していくのかということ、そういったことを今後議論していくということで、デジタル化を進める方向については、特に異論はなかったと思います。

そのほか、表示制度の見直しの時期については、冒頭大角委員からのご発言がありました通り、制度が変わりますと、食品関係事業者が苦勞する面も多いので、制度変更する場合はその制度の中身そのものを事業者の負担の無いようにということ、そこを基本に議論をしていくということかと思っています。

これまで3回懇談会やってきましたけれども、大体このようなところを基本に今年度の取りまとめを行っていくことでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは残りの時間、議事次第の4、その他報告事項に移ります。資料1、2、3について、一括して説明をいただきます。よろしくお願いします。

○清水食品表示企画課長 報告事項ということになりますけれども資料に基づいてご説明をさせていただきます。それでは資料1「栄養強化目的で使用了添加物の表示について」という資料をご覧くださいと思います。

こちらに関しまして、1ページ目ですが、まずどういう規定があるかということでございます。食品表示基準第3条第1項において、栄養強化目的で使用了食品添加物は、その表示を不要とするという規定がございます。同時に、ただしということで、食品表示基準別表第4に規定する食品は表示が必要とされているということになっておりまして、先程から個別食品ごとの食品表示基準の話が出ておりますけれども、こちらに書いております様な、農産物漬物、ジャム類、そういったものにつきましては、横断的ルールでは省略できるという規定はあるけれども個別のルールで書かなければならない、表示していただかなければならないということになっている、という状況でございます。栄養強化の目的で使用了たと認められる添加物とはそもそもどういうものかということにつきましては、消費者庁次長通知で規定しておりまして、食品衛生法にリンクしており、食品衛生法施行規則別表第1に掲げる添加物のうちビタミン類、ミネラル類、アミノ酸類等々というような形になっております。

2ページ目をご覧くださいと思います。食品添加物表示制度全体について、検討会が令和元年度に開催されております。この中で栄養強化目的で使用了添加物の論点につき

ましても、議論をしていただいております。

3 ページ目をご覧くださいと思います。食品添加物表示制度に関する検討会の報告書の中で、現行制度と今後の整理の方向性というものがまとめられております。一括名表示のあり方などもございますが、下から2つ目、赤枠で囲っている部分、栄養強化目的で使った添加物の表示につきましては、現行制度では一部の食品、先程の個別食品ごとに規定が定められている場合を除き、表示が不要となっているけれども、消費者の分かりやすさの観点からは、原則全ての加工食品に表示する方向で検討すべきであるという風に整理されております。ただ、当時、事業者の影響等の調査を行い、その結果を踏まえる必要があるとされておまして、その調査結果について、本懇談会の方でご報告をさせていただきます。

4 ページ目をご覧くださいと思います。まず消費者の意向を調査しております。食品表示に関する消費者意向調査の中で、下にあります様な、「問.食品の製造にあたり使用された添加物は原則として表示されますが、その中で、栄養強化の目的で使ったビタミン、ミネラル、アミノ酸等の添加物は、一部の食品を除き、表示されないことがあります。」ということで、選択肢を5つお示しして、回答をしていただいております。結果としましては、①どのような目的であれ、添加物は購入時の参考にするため表示してほしい。② 栄養強化目的の添加物が表示されていないと、栄養成分表を見るときに、元々の原材料に含まれる栄養成分が多いと誤解してしまうため表示してほしい。こういった表示してほしいという側の回答が①と②で合計しますと、5割を超えているということで、表示してほしいという消費者の方が多いという結果になっているかと思います。ただ、④の全ての食品において表示されると表示が見にくくなるため、現在の一部の食品に限る表示で良い。というような回答も30%程を占めておまして、そういった消費者も一定の割合でいらっしゃるということかと思えます。

5 ページ目でございます。今度は事業者側の方に、栄養強化目的で使った食品添加物の表示に関する実態調査ということで行っております。その結果ですけれども、まず問1をご覧くださいと思います。栄養強化目的で使った食品添加物を含む加工食品を取り扱っていますかということで、青枠で囲っておりますが、表示義務商品以外も扱っていらっしゃるという方が、回答数122ということで、割合としては22.6%の方がいらっしゃいます。この中で、問2は説明を省略しますが、問3で栄養強化目的で使った食品添加物の表示はどの程度省略していますかという質問をしたところ、省略している商品は無いという方が一番多い回答で割合としては91.7%でした。1割以下になりますけれども一定の割合で1～3割の商品で省略している方、4～6割の商品で省略している方、全ての商品で省略している方、それぞれ少数ではありますがいらっしゃいました。品目としては、飲料ですとか、菓子類ですとか魚肉練り製品などの品目になります。問4の栄養強化目的で使った食品添加物の表示について省略している理由では、表示面積がないから、納品先から求められていないから、表示する食品添加物の数を少なくしたいからといった回答がございました。最後問5ですけれども、栄養強化目的で使った食品添加物の表示について、全て

表示することになった場合に問題点がありますかという質問に関しましては、問題は無いという回答が割合としては95%で、問題が生じるという方は割合としては5%、回答数6ということでございました。問題が生じる理由としましては、自由記述欄に書かれておりましたのは、一括表示枠内に収まらない。仕入れに係る規格書等の変更が生じる。表示の改版にコストが発生。流通先等の登録情報に修正作業が発生。といった内容でして、最後のところで、先程森田委員からのご発言がありましたけれども高齢者向けゼリー等は栄養強化目的の添加物の使用数が多いが、摂食量の少ない高齢者が食べきるため小容量で、表示面積が小さい。という様なことが、あげられておりました。まとめますと、回答数122のうち「表示を省略している」という方は10社、8%ほど、かつ表示をすることになっても「問題はない」という回答だったのは115社、95%ということでございます。

6ページの方では、食品表示基準の改正案ということで載せておりますが、令和元年度に示された検討会の報告書の方向でいきますと、こういった形になるだろうということで、一般用加工食品の横断的義務表示における食品添加物の免除規定のうち、栄養強化の目的で使用されるものに関する記述を削除するということになると考えております。また、これに伴いまして、個別品目ごとの食品表示基準で規定されている部分を、それぞれ削除するという形になると考えております。資料1の説明に関しましては、以上になります。

○清水食品表示企画課長 続きまして資料2の方をご説明させていただきます。第6回食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議での主な意見についてです。2ページ目の方をご覧くださいと思います。

こちらの方に参考ということになります。前回第2回の食品表示懇談会の際に食物アレルギー関係で出た主なご意見を整理させていただいております。北口委員からの問題提起で、アメリカに食品を輸出されている会社ですと、「木の実」と書かれるとどんな木の実でも管理をしなくてはいけなくなると考えている。他国では色々なナッツを含めているが日本だと個別の品目、「くるみ」なら「くるみ」ということで、日本のアレルギーの考え方もクラスタリングをすべきではないか、という問題提起を頂きました。左と右に事業者視点でのご意見と消費者視点でのご意見を整理しております。例えば事業者視点でのご意見では、消費者に分かり易い表示とメーカーに義務つけられる規制とは別次元ではないか、というご意見ですとか、表示は製品の正確な情報を伝えることを目指し、その中には健康情報も入っている認識というご意見ですとか、表示は「海外がこうしている」、からいくと必要以上の管理が業者の方に負荷になる場合もあるのではないかとのご意見を頂戴しております。また逆に右側ですが消費者視点でのご意見ということでは、アレルギーの問題であれば、「日本国内で何を表示するべきか、ということが最優先ではないか」、「患者のパーセンテージ、症例数のことだと思いますがパーセンテージでここまで管理する必要があるといった議論で決めるべきではないか」、「食品表示は、基本は日本の消費者のためにあるもので、食品表示基準も基本は日本の消費者のためにあるものではない

か」、といったご意見を頂きました。全体的なご意見としては、「アレルゲンとは海外との色々な違いで、国によって表示が違うところがある」、「海外と比較して、合理的なものであれば合わせる、日本独自のものという判断であれば残さざるを得ないという判断もあり得る」、といったご意見を頂いたところでございます。

このような形でまとめさせていただいたものを第6回食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議に資料として提出させて頂きました。12月のアドバイザー会議、アレルギー関係の臨床医の先生方を中心とした会議ですけれども、そちらで頂いたご意見を紹介させて頂きます。まず、「木の実類（くるみ）」の表現はよいが、「木の実類」と漠然と書いてしまうと原因物質が判断できなくなってしまう、といったご意見がありました。また、外国で行っている「類」という漠然とした表示に合わせると、患者は個別食品の選択ができず不都合が生じる、といったご意見もありました。日本の表示が海外で受け入れてもらえると思うのが難しいところもあると思う、日本の商品でも現地生産が多く、表示の仕方も現地の表示ルールに準じているのではないかと思う、というご意見もありました。また、木の実類に関しては、コーデックスでも「木の実類」表示から個別品目表示への見直しが行われており、世界が日本に近づいてきている側面もあるのではないかと、というご意見もありました。少し変わりますけれども、加工食品の食物アレルギー表示全般について、日本は3年ごとに実態調査を実施していること、表示の閾値と公定検査法を設けていることなどから、誤食以外の事故がほとんどない状況である、こうしたことにより日本の加工食品における食物アレルギー表示の信頼性を海外にアピールするというのも産業界的には良いことなのではないか、食物アレルギー表示制度をぜひアピールしてほしい、というご意見を頂戴しているというところでございます。こちらに関しましては報告は以上になります。

駆け足で恐縮ですけれども、資料3の方をご覧いただければと思います。食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージというのが12月に公表されておりますので、食品表示関係について簡単にご紹介させて頂きます。

めくって頂きまして1ページ目ですけれども、食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ概要ということで、昨年の12月22日に公表しております。こちらの方は2030年度までに2000年度比で食品ロス量を半減させるという政府の目標達成に向けて、様々な関係省庁と施策を取りまとめてパッケージにしたものであります。食品ロス量ですけれども、コロナ禍の影響年を除く直近5か年では平均614万トン、家庭系で280万トン、事業系で334万トンという状況でございます。これを目標値としては489万トン、家庭系216万トン、事業系273万トンというところを目指して減らしていこうということになっております。

食品表示関係で具体的にどういったことがこの中に盛り込まれているのかというのは、最後のページの方に抜粋をのせておりますので、そちらをご覧いただければと思います。

具体的な施策1、未利用食品等の提供（食品寄附）の促進という中に、2つ入っており

ます。まず（１）として、食品ロス削減推進の観点からの期限表示の在り方検討というのがあります。これは食品の期限表示の在り方ということで、平成１７年、今から２０年ほど前、当時、消費者庁ができる前ですけれども厚生労働省及び農林水産省が策定した「食品期限表示の設定のためのガイドライン」というものがございまして、これに基づいて、今事業者の皆様におかれましては、期限表示をして頂いていると考えております。こちらについて期限表示の設定根拠ですとか安全係数の設定等の実態を現時点で調査しまして、有識者から構成される検討会を設け、このガイドラインを食品ロス削減の観点から見直す、ということになっております。その際には、併せて賞味期限が到来した食品で「まだ食べることができる食品」こちらの取扱いについての具体的な検討も行い、食品寄附活動の促進につなげる、ということになっております。

２点目としまして、食品の提供に伴って生ずる法的責任の在り方を含めた食品提供を促進するための措置の具体化という項目の中に、以下の施策を推進するとされております。食品寄附ガイドラインを作っていく中で、一定の管理責任を果たすことができる食品寄附関係者、フードバンク等できちんとした食品の管理ができるようなところ、そういったフードバンク等が届け出た場合に、期限表示、アレルギー情報などの食品安全に関する情報の伝達手法について、今の規制では食品の容器包装上に書かなければならないとされておりますけれども、それ以外の手法を認める法的措置を検討すること、とされております。ちょっと分かりにくいのですが具体的に例えば外食で利用される予定であった業務用の加工食品等で表示が無いものについてフードバンクで一般の方に配りたいというときでも、今の規制では表示をして頂く必要があるのですけれども、そこをなんらか合理化することによって、容器包装に表示をするのが大変だからということで回避されていた部分を少しでも活用して頂くという方向に持っていけないか、そのための仕組みを検討することによってされております。

大変駆け足で恐縮ですが、消費者庁からのご報告ということでは以上の３点になります。

○湯川座長 ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、ご質問などある方はお願いいたします。森田委員。

○森田委員 まず一つ目の栄養強化目的で使用した添加物の表示について、こちらはご説明の通り令和元年度で方向性が決まっていて、実態調査を踏まえて改正案を作成して頂きました。私はこの時の検討会の委員として、ご対応に感謝したいと思います。日本だけが省略規定が３つあったのですけれども、改正案によってキャリーオーバーと加工助剤だけの２つになって、国際整合性という意味でもきちんと整合されたと思います。調査をみると、ほとんどのところがちゃんと書いていただいているので問題ないということですが、少数意見で改正によって問題が生じるということで、高齢者用ゼリーとか、小容量

で表示面積が小さいとあります。私も親のために買うことがあるのですが、色々な味があって売っていて混ぜて買うのですけれども、栄養機能食品のものが多くので栄養機能食品の義務表示項目も含めて、すごくびっしり書いてあります。いま高齢者用食品はどんどん小さくなって、ドリンクパックでもカップでも小さくなっていて、ストローが刺してあると読みにくいようなものがあります。

このような商品は基準改定によって、容器包装に文字が溢れてしまい、書ききれぬのかということを考えてしまいます。その時に先程申し上げましたように、これから表示改定が行われたときに表示項目で安全性と関係しない項目に関して、デジタル表示を進めて頂かないとなかなか難しくなるのではないかと改めて思いました。

○清水食品表示企画課長 先程の資料1の説明で触れようと思って漏らしてしまっていた点がございました。今まさに森田委員がおっしゃった点なのですけれども、表示面積が小さい場合ということでは、今の食品表示基準でも容器包装の表示可能面積がおおむね30平方センチメートル以下というものについては、トクホですとか機能性表示食品を除いて省略することができるという規定はございます。ただその規定があっても困るというお話なのか、そうであれば別途考えなくてはいけない、と思っているところです。

○湯川座長 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。脊黒委員お願いします。

○脊黒委員 はい、資料1に対してコメントさせていただきます。脊黒です。

方向性として森田委員からも添加物の表示免除は加工助剤とキャリーオーバーのみになったということで、「国際整合性」に沿った形なのかな、ということです。ご説明の中で私自身が聞き漏らしたのかもしれませんが、この改正を実施する時期というのは何かコメントございましたでしょうか。大角委員からの一番最後の「見直しの施行時期について」というコメントもございましたが、早急にということではないかと考えているのですがどうなのでしょう。

○清水食品表示企画課長 その点については触れておりませんでした。今回このような調査結果でしたので、改正そのものは進めなければいけないのだろうと考えております。今回の懇談会でも大角委員ですとか各委員から施行時期に関しては「配慮すべき」と頂いておりますので、改正の作業自体は進めつつ、いつまでに表示を直さないといけないのかという経過措置期間については、少し長めにするといいことも考えていきたいと考えております。

○湯川座長 脊黒委員それでよろしいでしょうか。

○脊黒委員 はい、もう一点。改正の方向がまだ案ということなので、これからという風に思うのですが、輸入食品の表示もこういう形を変えていくことになるわけですね。そうすると海外への通知というのは WTO 通報ということになりますか。その時期的なイメージがあればまた教えて頂きたいと思います。「まだ」であれば、「まだ」で結構です。

○清水食品表示企画課長 申し訳ございません。まだ時期的なイメージまではありませんが、通常食品表示基準改正の際には WTO 通報の手続きは取っておりますので、これまでの改正と同じように、その点についてもしっかり手続きの方はさせて頂こうと考えております。

○湯川座長 よろしいでしょうか。

○脊黒委員 はい。

○湯川座長 他にいかがでしょうか。廣田委員。

○廣田委員 全国消団連の廣田です。ご説明ありがとうございました。

まず資料 1 の方なのですが、食品添加物表示制度検討会の整理の方向に賛同します。基準改正につきましては異存ありません。改正案の資料にありますが、栄養強化目的で使用了添加物の表示が必要なものと必要でないものとがどうしてあるのか、そもそもなぜ省略が出来たのか、これまでの経緯が少し分かるように一筆加えて頂けたらありがたいな、という意見です。

それと資料 2 についてですけれども、アドバイザー会議での意見について確認をさせて頂きたいのですが、第 2 回の懇談会でのアレルギー表示に関する経緯がこの懇談会での中間とりまとめに含まれるのかどうかというところを確認させて頂きたいと思いました。というのも、食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議の立て付けというか、立場、位置付け、この懇談会との関係性のところが一般的にはちょっと不明瞭な気がするのと、このように文書化された資料の内容を読ませて頂くと、意見まとめですので仕方がないのですが、前後関係がちょっと分からなかったり、趣旨が一部、端的でなかったりという風に感じる部分もあります。それとこの懇談会での議論はあくまで大きな方向性について羅針盤となるような制度の大枠を議論する、とされる中で、確かにこの議論の経過の一部ではあるものの、この資料 2 を見ると、少しスポット的に抜き出された印象があります。この部分が補足的な参考資料のように思える気がするので、これが懇談会の総意としてまとめに入るのかということも含めて、この資料の位置付けや意味合いについて少し補足して頂ければと思います。

○湯川座長 まず資料1の経緯の方、これは今後付け加えるということによろしいですか。資料2の懇談会のまとめに入るのかどうか、こういった議論があったということは事実ですが、懇談会そのもののミッションとは若干外れた議論になっていますので、この資料2の内容をそのまま報告に載せるということにはならないと思います。資料は消費者庁のHP上でこのまま公表されますので、報告には入らなくても資料は残る、という位置付けになります。そのようなところでよろしいでしょうか。

課長からはいかがですか。

○清水食品表示企画課長 今回この懇談会では、大枠とか方向性をご議論頂くということで、個別品目といいますか表示項目ごとに「これはどうしましょう」、「原材料表示はこうしましょう」、「アレルギーに関してはこうしましょう」というところまで結論を頂くということは、特に今年度は時間も限られていますので考えてはおりません。アドバイザー会議に関しましては、抜き出し方が「主なご意見」ということで抜いておりますので、前後の脈絡だとかそのようなところが無い中で恐縮でしたけれども、もし詳しくお知りになりたい方、傍聴されている方でもいらっしゃいましたら、議事録なども公開しておりますので、そちらの方をご覧いただければと思います。

○湯川座長 廣田委員よろしいでしょうか。その他ご質問いかがでしょうか。森田委員。

○森田委員 資料の3点目の食品ロスの削減のパッケージについてご意見差し上げたいと思います。この中には3ページ中段のところに、期限表示の設定根拠や安全係数の設定等の実態を調査して見直すということ、そして賞味期限の後の「食べることのできる食品」の取り扱いについての検討の2点が示されています。安全係数を見直すとなると、例えば「0.8以上が望ましい」というような、食品表示基準のQ&Aがありますけれども、その見直しも含んでいくのだらうなど。そして、食品ロスの削減に関して見直し、ということであれば安全係数は多くなっていくのだらうと想定をしています。この点について2点懸念があります。

食品ロス削減という観点ではとてもいい取り組みだと思うのですが、賞味期限を見直すということの設定根拠だとか安全係数の見直しとなると、特に安全性について配慮して頂きたいと思います。常温保存食品だと、多くが15度とか25度の常温保存となっていますけれども、近年、猛暑日が続いている中で、賞味期限まで持たない苦情とか事故が増えています。安全係数の見直しをすると食品ごとによって腐敗とか状況は異なると思います。食品ごとの状況を踏まえた調査を行って頂いて、ただ単に安全係数を見直すということではなくて、それに対して食の健康のリスクが増えない形であることが大事だと思います。

もう1点は言葉の混乱です。かつては製造年月日だったわけですが、それから消費期限と賞味期限、品質保持期限の時代があり、現在の賞味期限と消費期限の表示となったのが2005年のあたりだったと思います。ようやく賞味期限と消費期限が消費者の間で定着して、その違いがよく分かるようになったし、今は「賞味期限はおいしい目安」という新しい標語が広がり、「ちょっとくらい過ぎても大丈夫なのだよ」という風に思っていて、その言葉を理解しているわけです。けれども、この賞味期限が例えば見直されることになる、賞味期限のそもそもの美味しい目安が伸びる、まだ食べることができる目安の中身がちょっと変わってくる、ということもあり、混乱するのではないかなと思います。言葉というのはやはり定着するのに時間がかかっているわけですから、その点を混乱しないように、海外の状況も期限表示に様々な表現があるので、そのようなことも踏まえて調査をして頂ければと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。大角委員。

○大角委員 食品産業センターの大角です。今の資料3について私も一言申し上げたいと思います。今、森田委員がおっしゃられたところなのですが、私どもメーカーの立場からといたしましても、色々温度管理が現実には様々あるということの中で、安全係数というのを考えて設定しているわけでございまして、そういったものの見直しにあたってはやはり慎重に検討、色々な科学的データ等を含めて慎重に検討して頂きたい、ということが一つと、賞味期限が到来した食品で「まだ食べることができる食品」、この概念につきましても現実に賞味期限の過ぎたものを寄付することができるのか、というようなことを考えますと、やはりメーカーとしては慎重に考えざるを得ないというところでございます。「有識者から構成される検討会を設け議論」とございますけれども、この検討会の中でも業界の中からも参加させて頂くなり、色々ご意見を聞いて頂いた上でご検討頂ければと思います。よろしくお願いいたします。

○湯川座長 ありがとうございます。今のお話は賞味期限の検討委員会についてということですね。他にいかがでしょうか。もしよろしければ、今回の資料1、2、3については報告ということで、この懇談会での議題にはなりません、引き続き進捗状況などについて適宜懇談会で報告して頂ければと思いますのでよろしくお願いいたします。

次回以降の進め方につきましては消費者庁から説明をお願いしたいと思います。

○清水食品表示企画課長 本日も熱心にご議論頂きましてありがとうございました。前回第2回と今回第3回の議論で今後の食品表示が目指していく方向性、中長期的な羅針盤となるような制度の大枠となるようなことをご議論頂いたと考えております。次回につきましては、これまでの議論の内容を踏まえまして、座長とご相談させて頂きながら今年度の

懇談会のとりまとめ案を作成し、お示しさせていただいて、それについてご議論頂ければと考えております。

○湯川座長 ありがとうございます。

次回については3月7日というのは事務局から連絡があったと思いますが、今回は今年度の最終回ですので、とりまとめ案について議論をしたいと思います。最後に、今後の予定を事務局から事務連絡をお願い致します。

○事務局 はい、事務局でございます。皆様本日はどうもありがとうございました。第4回の開催につきましては先ほど座長からもありました通り、3月7日木曜日10時から12時で、場所は今回と同じ新宿NSビルで開催する予定としております。なお、後日メールで本日の議事録の確認のお願いをさせていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。またWebで傍聴されている方にご連絡です。今回の資料は消費者庁のWebページに掲載されます。また議事録についても後日消費者庁Webページに掲載されます。それでは湯川座長にお返しします。

○湯川座長 以上で本日の議事は終了しましたので、懇談会を閉会させていただきます。本日はお忙しいところありがとうございました。

以上